

日本学生支援機構奨学金

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害に係る災害救助法適用地域に定められた市町村に本人又は保証人が居住し、災害により罹災した場合、奨学金の申込みを受付けますので、申請を希望する者は各キャンパスの学生課に相談してください。

記

1. 対象地域

詳しくは以下を参照してください。

[台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害にかかる被害地域](#)

2. 給付奨学金（家計急変採用）

家計急変の事由及び証明書類

家計急変の事由	証明書類
生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由 A-C(A:生計維持者の死亡 B:生計維持者が事故または病気により半年以上就労が困難 C:生計維持者が失職)のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書 (注意) 「給付奨学金案内-家計急変-」に記載の「事情書(所定様式)」は提出不要です。

※本奨学金は国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学生が対象となります。

3. 貸与奨学金（緊急・応急採用）

(1)貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 （第一種奨学金）	2021年8月以降で申込者が希望する月	2022年3月（注）
応急採用 （第二種奨学金）	2021年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

（注）2022年度においてなお、第一種奨学金が必要と認められる者から、2022年1月11日（火）までに「緊急採用（第一種）奨学金継続願」の提出があった場合には、翌年度末（2023年3月）まで貸与を継続します。また、年度末ごとに同様の願い出を繰り返すことにより修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

(2)証明書類

罹災証明書

4. JASSO 災害支援金

(1)申込資格

自然災害や火災などにより、学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方

(2)提出書類

罹災証明書と日本学生支援機構が発行している申請書

(3)支給額

10万円 詳しくは日本学生支援機構のホームページを参照してください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

4. お申込み・お問い合わせ

資料請求・申請方法等につきましては、まず各キャンパスにお問い合わせください。

横浜キャンパス 045-481-5661（代）

湘南ひらつかキャンパス 0463-59-4111（代）

みなとみらいキャンパス 045-664-3710（代）

以上

学生生活支援部 学生課